

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

※令和3年度非課税世帯で既に給付された世帯は除きます。

I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- 7月20日より対象となる世帯には確認書を随時送付しています。中身を確認して同封の封筒で**返送して下さい**。

【確認事項】

- ①給付金振込口座番号(通帳のコピー)連絡先
- ②住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないこと

- 未申告の世帯は給付金を受け取るには、税務課への**申告が必要**です。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

(申請時点で津久見市の住民票のある方が対象です。)

給与収入・事業収入・不動産収入・公的年金収入等世帯全員の1か月の収入がわかるもの(世帯全員の通帳)をご持参ください。

申請者の身分証明書・受け取り口座の情報

申請期間：令和4年9月30日(金)

ご不明な点は下記お問い合わせ先にご相談ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00(土日祝、12/29~1/3を除く)

津久見市社会福祉課 生活支援班
(直通)

0972-82-9547

受付時間 平日9:00~17:00